

瀬戸内都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように決定する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

理由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年5月19日法律第73号）において，都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2が追加され，一体の都市として総合的に整備し，開発し，及び保全すべき区域として都道府県が指定している全ての都市計画区域について，都道府県が都市計画に「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を定めることとなった。

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，おおむね20年後の都市の姿を展望し，長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする，都市計画の基本的な方向性を示すものとして定める必要がある。また，具体の都市計画は，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

このようなことから，瀬戸内都市計画区域においては，「世界に拓く緑と海洋のきらめくまちづくり」を基本理念として，都市づくりを目指すこととし，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を新たに定めるものである。

瀬戸内都市計画
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針

鹿児島県

《 目 次 》

1. 都市計画の目標	
1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	2
2. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	2
3. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	3
① 主要用途の配置の方針	3
② 土地利用の方針	3
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	4
① 交通施設の都市計画の決定の方針	4
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	5
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	6
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	6
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	6
② 市街地整備の目標	6
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	6
① 基本方針	6
② 主要な緑地の配置の方針	7
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	8
④ 主要な緑地の確保目標	8

1. 都市計画の目標

1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

瀬戸内都市計画区域（以下「本区域」という。）は、鹿児島県の奄美地域の1市3町3村で構成される奄美大島の最南端に位置し、鹿児島市を起点に本区域を経由し、沖縄県那覇市を終点とする国道58号が縦断している。

本区域の位置する瀬戸内町は、明治、大正の合併を経て、昭和31年、古仁屋町、西方村、鎮西村、実久村の4ヶ町村が合併して誕生した。

昭和33年、市街地の1,375戸が被災した古仁屋大火にみまわれたが、土地区画整理事業等により都市基盤整備を進め、観光・漁業を中心とするまちとして発展してきた。

近年の道路整備により、奄美大島の中心的な都市である名瀬市や奄美空港との時間距離が短縮され利便性が向上したが、下水道整備による生活環境の向上や市街地内の緑化など、より快適な居住環境の充実が課題となっている。

住民にとって快適で生活しやすい環境づくりを進め、世界的にも高く評価される自然環境に育まれた中で人々が将来への希望にあふれた生きがいの持てるまちづくりを実現するために、生活環境の整備や高度化・多様化する社会資本の整備を積極的に進め、活力あるまちづくりを図る必要がある。

このようなことから、本区域の持つ自然・歴史・文化・産業を受け継いで、新しい時代に対応しうる活力あるまちづくりを進めるため、瀬戸内町長期振興計画を踏まえた以下を、本区域の都市づくりの基本理念とする。

「世界に拓く緑と海洋のきらめくまちづくり」

また、基本理念を実現するために、次の3つの基本方針を定めてまちづくりを推進する。

■ 次世代への基礎をつくるまちづくり

自然環境の保全に努めながら、都市の均衡ある発展を図ることを基本として、必要な都市施設の整備を進め、奄美大島本島南部地域の拠点的な機能を果たす基礎的条件を備えた区域を目指す。

■ きらめく豊かなまちづくり

本区域の自然条件を活かした観光地づくりを推進し、かけがえのない自然環境の保全に努めるとともに、多様化する消費者のニーズに対応する快適に買物ができる魅力ある豊かなにぎわい空間の創出を図る。

■ 生き生きと住みよいまちづくり

生活様式の多様化・高度化に対応した住みよく快適な生活環境づくりを目指し、防災体制の確立及びごみ処理施設や上下水道等の施設の整備

を図る。また、木造建物が密集している地域の改善を図り、住みよい生活環境の形成を目指す。

2) 地域毎の市街地像

① 古仁屋漁港周辺地域

海上交通及び観光の拠点である本地域は、都市の中心となる核と位置づけ、漁港施設等の整備と連携して、活力ある流通・業務の拠点の形成を図る。

② 中央商店街地域

古くからの小規模商店と近年新築・増築された中規模商店が混在する本地域は、人が集まり賑やかさが求められる地域として、商業拠点と位置づける。

駐車場整備によるアクセス環境の向上など、商店街の賑わいの創出により活性化を図る。

③ 芦瀬^{あしせ}地域

図書館、郷土館、警察署等の公共施設も多いことから、文化の拠点として位置づけ、今後も適切な誘導を図る。

④ トンキャン岬^{とんかんさき}地域

本区域内にあるトンキャン岬は、豊かな自然景観を有しており、水と親しむ地区と位置づけ、水と緑の軸の形成を図る。

⑤ 清水^{しみず}総合公園（区域外）

奄美大島南部のレクリエーション拠点と位置づけ、アクセス道路の整備と改良を進め、施設の充実を図る。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本町の人口は、若年層の転出や少子化により、減少の経過をたどっている。今後も同様の推移が続くものと予測され、大規模なプロジェクト構想もないことから、市街地の拡大は見込まれないと判断される。

また、平地を山が取り囲んだ地形で、限られた平地に市街地を形成しており、必然的に市街地内に開発が誘導されているとともに、市街地背後に広がる緑豊かな自然斜面は、保安林や地域森林計画対象民有林として保全されており、今後も森林法、自然公園法による土地利用規制により、良好な環境を保全できるものと判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の方針

① 主要用途の配置の方針

a 業務地

役場や国・県の機関が集中する船津地区は、行政サービスの拠点であり、周辺道路の整備も含めて今後も業務機能の充実を図る。

b 商業地

県道名瀬瀬戸内線と都市計画道路朝日通線沿いに広がる地区を商業地として位置づける。

近隣の購買需要に応じた地域サービス機能の充実を図るとともに、古仁屋漁港ターミナルとの連携を図りながら、商業機能の充実・強化を目指す。

c 工業地

漁業協同組合・森林組合・発電所等が立地している船津地区南部の臨海部は、今後も工業地としての専用的な土地の利用を進め、良好な生産環境の維持形成を図る。

d 流通業務地

古仁屋漁港は海路の要衝で、広域的な物流の拠点として業務施設が集中しサービスを提供している地区であることから、今後とも流通機能の充実に努める。

e 住宅地

瀬久井地区に広がる住宅地は、整備された環境の中にある良好な住宅地であり、今後もその維持・保全に努める。

また、道路等の都市施設が未整備で防災上好ましくない地域においては、土地区画整理事業等による計画的な整備を進め、良好な住環境の形成を図る。

② 土地利用の方針

a 居住環境の改善又は維持に関する方針

住宅の老朽化や過密化、生活道路の未整備等により、機能性、利便性、防災面で適正な居住環境が確保されていない地域については、今後土地区画整理事業等の手法により、土地の有効的利用と道路・公園等の都市基盤施設の整備を進める。

b 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地中心部にある街区公園における緑地は、やすらぎと憩いの場を提供するものであり、維持・保全に努める。

c 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

市街地周辺部はほとんどが急峻な自然斜面と面しているため、急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所に位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。

d 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域の大半を占める市街地後背部の自然樹林は、良好な都市景観を成す樹林地であり、今後も維持・保全に努める。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域には、奄美大島本島を縦断し、名瀬市方面への広域的交通交流の軸となっている国道58号が主要な幹線として位置している。

市街地を東西に伸びる県道は、奄美大島本島南部の海岸線をそれぞれ宇検村・住用村と連絡している。

これらの国道・県道は、大島本島南部の町村相互をつなぐ重要な地域間交流の交通軸であり、多様化する都市化の発展に対応した整備を図る必要がある。また、市街地にゆとりとうるおいを与える交通施設の整備を図る必要がある。

このような状況を踏まえ、本地域の交通体系は、次のような基本方針の基に整備を進める。

- 歩行者空間の整備など生活環境と調和したバリアフリー対策により、歩行者の安全性の確保と快適な都市交通施設の整備を図る。
- 流通業務拠点となる古仁屋漁港と県道を結ぶ交通軸を整備し、にぎわい空間の創出を図る。
- 駐車場については、需要に応じて官民が適切な役割分担に基づき整備を図る。

イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

大島本島南部の海の玄関口であり隣接町村との広域交通に対処するとともに、都市内の交通を円滑に処理するため、既存道路の機能向上を含め、次の方針により適正に配置する。

種 別	配 置 の 方 針
都市幹線道路	市街地へのアクセス向上のため、高丘本通線を配置し、整備を図る。 都市計画道路3・5・3号高丘本通線(町道高丘本通線)
その他	既存道路については、交差点の改良や屈曲部・狭小部

	の改良などにより、安全性の確保及び交通の円滑化を図る。
--	-----------------------------

イ その他

種 別	配 置 の 方 針
駐車場等	商店街と旧警察署跡地を結ぶ歩道軸を中心として、需要に応じた駐車場を配置して整備を図る。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する施設はないが、生活環境の向上等、市街化の動向にあわせ、必要に応じて整備を行う。

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域では、現在、公共下水道は未整備で、合併処理浄化槽による汚水処理に依存している状況にある。

今後、公衆衛生・生活環境の向上を目指し、公共下水道の整備を検討する。

一方、洪水による災害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく、被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうらおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

下水道の整備に向け、終末処理場用地の選定を早急に行い、概ね10年後には終末処理場の完成と、市街地内中心部の下水道整備を目指す。

2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

市街地内中心部における配管敷設等を10年以内に一部完成することを目指し、供用までの間及び処理区域外については、合併処理浄化槽による対応を継続する。

イ 河川

本区域には、仲金久川、仲里川等の河川がある。これらの河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討

する。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名 等
公共下水道	処理施設：終末処理場 大湊・春日地区における管路整備

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ごみ処理施設やし尿処理施設など快適な居住環境や美しい地域環境の維持・形成及び都市機能の向上等のために必要な公共公益施設については、各地域の実情、周辺環境との調和等を考慮するとともに、広域圏での連携を図りながら、適正かつ計画的に整備する。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

現在は名瀬市で処理しているが、今後、本区域外に広域的な処理施設を配置し、本区域の良好な居住環境の形成を図る。

イ 汚物処理施設

瀬久井地区にある汚物処理場は、合併浄化槽未整備地区の汚物や浄化槽汚泥を処理しており、今後とも施設の維持管理に努める。

c 主要な施設の整備目標

現在のところ、概ね10年以内に整備を予定する施設は特にないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

木造建物や老朽化建物が密集している地域においては、都市機能と魅力ある都市空間の形成を図るために、土地区画整理事業の面的整備に基づく計画的な整備を検討する。

② 市街地整備の目標

概ね10年以内に実施する予定の市街地開発事業はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は、南部に大島海峡を、北部に豊かな自然樹林を有している。市街地においては地形的な制約を受け、限られた範囲での土地利用のなかで

密集した市街地が形成されているため、後背部に広がる豊かな自然樹林に対し、市街地内の緑が少ない。

このような状況を踏まえ、本区域の自然的環境は、次のような基本方針の基に豊かな自然環境の保全と必要な緑地の確保を図る。

- 水害・土砂崩れを防止する樹林の保全に努める。
- 古くより引き継がれた地域景観や景勝地を守る。
- 市街地内の既存公園における緑地の維持・整備に努める。
- 近年のスポーツ・レクリエーション需要の増大や、災害時における避難場所など各種機能に応じた公園・緑地を適正に配置し、良好な環境づくりを目指す。
- 良好な自然環境と自然景観に恵まれたトンキャン岬は、自然と調和する憩いの場所として位置づけ、良好な環境の形成を図る。

② 主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全系統の配置	市街地後背部	まともりのある斜面樹林地は、都市の緑の骨格として保全を図る。
b レクリエーション系統の配置	区域全体	近年のレクリエーション需要の増大等に対処するため、市街地の動向、土地利用形態等を勘案して公園・緑地等の適切な配置を行うことにより、総合的なレクリエーション機能の充実を図る。
	清水総合公園 (区域外)	奄美大島南部の総合的な運動機能を集積する施設として、その充実を目指すとともに、アクセス道路の整備により利便性の高い拠点の整備を目指す。
	トンキャン岬	水とふれあえる本地区は、自然緑地を活かして水と緑のネットワークの形成を図る。
c 防災系統の配置	区域全体	避難地、避難路など防災対策の一環として、緑地や公園などオープンスペースの利用に努める。
d 景観構成系統の配置	区域全体	海辺に連なる緑の景観を活かし、海辺の遊歩道の整備を図る。 道路緑化を推進し、良好な景観の保全に努める。
e その他	区域全体	快適な生活環境を確保するため、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成等の各機能を総合的に勘案し、地区の特性に応じて緑地を配置し、その保全、整備を図る。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

公園については、面的整備や都市公園事業等を活用しながら、市街地内での適正な配置に努める。

また、緑地としての機能の保全・維持活用に努める。

④ 主要な緑地の確保目標

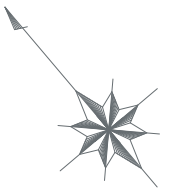
a 概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

現在、概ね10年以内に整備を予定する公園等の公共空地はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

b 概ね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね10年以内に地域地区の指定を行う予定はないが、必要に応じて、指定の検討を行うものとする。

瀬戸内都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針



凡例

- 住宅地
- 商業地
- 業務地
- 工業地
- 流通業務地
- 農業ゾーン
- 樹林地ゾーン
- 観光・レクリエーション地区
- 主要幹線道路 (概ね整備済み)
- 都市幹線道路 (概ね整備済み)
- 都市幹線道路 (概ね10年以降)
- 公園
- 港湾・漁港
- 河川・海
- 都市計画区域界



①この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、
 具体的なルート及び位置を規定したものではありません。
 ②「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、
 整備の完了時期を明示したものではありません。